

輸送の安全に関する基本的な方針

株式会社サンワ・大阪サンワ・静岡サンワは、輸送の安全が自動車運送事業者の社会的使命と深く認識し、全社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持、継続的な改善に努めるため、次の通り安全方針を定め、周知する。

1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内に於いて輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。

また、事業所に於ける安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

2. 会社は、輸送に関する計画の策定、実行、チェック、改善(PDCAサイクル)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めて参ります。

また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表致します。

輸送の安全を確保するために、安全に係わる基本的な姿勢を示した「安全方針」を定め、全社員が一丸となって事故防止に努めます。

【安全方針】

私達は、安全を最優先に考え、お客様が安全できる輸送を目指します。

* 決められたルールを守ります。

* お客様(顧客)を大切にすることを心掛け、「三つの基本」を守ります。

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 安全第一 | いつでも話題に |
| ② KYTはサンワの憲法 | KYTの完全実施で無事故の達成 |
| ③ 挨拶 | 明るく大きな声で、相手を見て |

令和3年10月1日

株式会社サンワ
株式会社大阪サンワ
株式会社静岡サンワ
代表取締役社長 安田 朗子

重点施策

輸送の安全に関する方針に基づき、次の項目を踏まえた取り組みを重点施策とする。

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守致します。
2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行なうよう努めます。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内に於いて必要な情報を伝達共有を致します。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを確実に実施致します。

令和3年10月1日

株式会社サンワ

株式会社大阪サンワ

株式会社静岡サンワ

代表取締役社長 安田 朗子

輸送の安全目標

1. 事故削減 各部署 交通事故件数を前年比30%削減に取り組みます。
 目標総件数 5件以下(オールサンワ)

サンワ	重大事故		交通事故	
	目標	実績	目標	実績
令和3年度 (R2.10~R3.9)	0件	0件	1件	2件
令和4年度 (R3.10~R4.9)	0件		1件	

静岡サンワ	重大事故		交通事故	
	目標	実績	目標	実績
令和3年度 (R2.10~R3.9)	0件	0件	4件	4件
令和4年度 (R3.10~R4.9)	0件		3件	

※ 静岡サンワの範囲・・・静岡ブロック、関東ブロック、仙台ブロック

大阪サンワ	重大事故		交通事故	
	目標	実績	目標	実績
令和3年度 (R2.10~R3.9)	0件	0件	2件	2件
令和4年度 (R3.10~R4.9)	0件		1件	

2. 教育計画

年間計画を作成し、事業所単位での乗務員教育、研修機関を利用した外部研修を行います。
 また、本社部門が各事業所に出向き運転状況を実査するとともに、運行管理状況等を把握し、指導を行います。

3. 輸送の安全に関する投資額(予算:株サンワ、株大阪サンワ、株静岡サンワ)

(単位:万円)

	主な項目	令和4年度予算額
教育等に関する項目	安全教育費(適性診断含む)	10
	安全表彰関連経費	20
設備及び機器等に関する項目	①新規購入車両にはデジタル式運行記録計 取付及びセーフティレコーダー取付	100
	②中・長距離ドライバー向けのモバイル式アルコール チェッカー購入	10

4. 内部監査

安全を管理する規定の遵守状況は、内部監査を年1回以上実施し、必要に応じて是正措置又は予防措置を講じます。

5. 情報の連絡体制の確立

安全品質委員会及び運輸推進委員会を毎月1回開催し、本社と営業所間で情報を共有します。

6. 輸送の安全に関する安全教育の実施

- ① 安全品質委員会の開催 …………… 1ヶ月に1回
- ② 運輸推進委員会の開催 …………… 1ヶ月に1回
- ③ 全社安全大会(KYT大会・安全祭交互開催) …… 年に1回
- ④ 年末年始自動車輸送安全総点検の実施 …… 年に1回
- ⑤ 無事故無違反強調月間の実施 …………… 年3回(4月、9月、年末年始)
- ⑥ 各営業所全体ミーティングの開催 …………… 1ヶ月に1回
- ⑦ 事故惹起者に対する指導 …………… 事故発生時

令和3年10月1日

株式会社サンワ

株式会社大阪サンワ

株式会社静岡サンワ

代表取締役社長 安田 朗子

自動車事故報告規則 第2条に規定する事故に関する統計

株式会社サンワ

2020年10月1日から2021年9月30日までの自動車事故報告規則第2条に規定する事故件数は下記の通りです。

項目	件数
自動車が転覆し、転落し、火災(積載物の火災含む)を起こし、または踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0件
死傷者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう)を生じたもの	0件
自動車の装置(道路運送車両法第41条に掲げる装置:原動機及び動力伝達装置、車輪及び車軸その他の走行装置、操縦装置、制動装置、ばねその他の緩衝装置、燃料装置及び電気装置、車枠及び車体、連結装置、乗車装置及び物品積載装置及び物品積載装置等)の故障により運行出来なくなったもの	0件
橋脚、架線その他の鉄道施設(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正10年法律第76号)による軌道施設を含む。)を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0件
高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する拘束自動車国道をいう。)または、自動車専用道路(道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。)において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0件
全各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件
総件数	0件

自動車事故報告規則 第2条に規定する事故に関する統計

株式会社大阪サンワ

2020年10月1日から2021年9月30日までの自動車事故報告規則第2条に規定する事故件数は下記の通りです。

項目	件数
自動車が転覆し、転落し、火災(積載物の火災含む)を起こし、または踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0件
死傷者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう)を生じたもの	0件
自動車の装置(道路運送車両法第41条に掲げる装置:原動機及び動力伝達装置、車輪及び車軸その他の走行装置、操縦装置、制動装置、ばねその他の緩衝装置、燃料装置及び電気装置、車枠及び車体、連結装置、乗車装置及び物品積載装置及び物品積載装置等)の故障により運行出来なくなったもの	0件
橋脚、架線その他の鉄道施設(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正10年法律第76号)による軌道施設を含む。)を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0件
高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する拘束自動車国道をいう。)または、自動車専用道路(道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。)において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0件
全各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件
総件数	0件

自動車事故報告規則 第2条に規定する事故に関する統計

株式会社静岡サンワ

2020年10月1日から2021年9月30日までの自動車事故報告規則第2条に規定する事故件数は下記の通りです。

項目	件数
自動車が転覆し、転落し、火災(積載物の火災含む)を起こし、または踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0件
死傷者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう)を生じたもの	0件
自動車の装置(道路運送車両法第41条に掲げる装置:原動機及び動力伝達装置、車輪及び車軸その他の走行装置、操縦装置、制動装置、ばねその他の緩衝装置、燃料装置及び電気装置、車枠及び車体、連結装置、乗車装置及び物品積載装置及び物品積載装置等)の故障により運行出来なくなったもの	0件
橋脚、架線その他の鉄道施設(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正10年法律第76号)による軌道施設を含む。)を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0件
高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する拘束自動車国道をいう。)または、自動車専用道路(道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。)において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0件
全各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件
総件数	0件